2　自己申告料率は、小包の平均重量を四・六五二キログラムとした上で、次のとおり決定される各年についての収入の上限を超えてはならない。

2.1　二千二十七年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の二十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の七十五パーセントとの合計

2.2　二千二十八年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の五十パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の五十パーセントとの合計

2.3　二千二十九年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の七十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の二十五パーセントとの合計

2.4　二千三十年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の百パーセント

2.5　2.1から2.4までの規定については、到着の陸路割当料金は、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセント分増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇ＳＤＲ減額したものとする。この一・二〇〇ＳＤＲの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては行わない。

3　年間の増減の最大値

3.1　2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を二十パーセント分増額したものよりも高い場合には、前年の収入を二十パーセント分増額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。

3.2　2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を十パーセント分減額したものよりも低い場合には、前年の収入を十パーセント分減額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。

3.3　二千二十七年に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を基礎として計算されたものを、四十パーセント分増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇ＳＤＲ減額したものとする。

3.3.1　3.3に定める一・二〇〇ＳＤＲの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては行わない。

3.4　二千二十八年以降に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、小包一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎として計算されるものとする。

4　二千二十七年以降に適用する料率については、C集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が2.1に定める内国料金が費用に応じて設定されていないと判断する場合には、当該指定された事業体は、1.1に定める二千二十六年の小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を、四十パーセント分増額し、次いで小包一個当たり一・二〇〇ＳＤＲ減額したものを2及び3に定める収入の上限に代えて用いることができる。二千二十八年以降に適用する料率については、この4の規定を援用する指定された事業体は、これらの料率を毎年四・五パーセント分ずつ引き上げることができる。

4.1　4に定める権限のある当局による判断は、料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、書面により国際事務局に提出されなければならない。

4.2　4の規定を援用する指定された事業体は、この条の規定に従って小包一個当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を自己申告する。重量を四・六五二キログラムとした上で、これらの自己申告料率を基礎として計算される収入は、次の額を超えてはならない。

4.2.1　二千二十七年については、一〇・六九七ＳＤＲ

4.2.2　二千二十八年については、一一・一七七ＳＤＲ

4.2.3　二千二十九年については、一一・六七九ＳＤＲ

4.2.4　二千三十年については、一二・二〇四ＳＤＲ

5　2から4までの規定に従って得られる収入の上限を用いて計算された重量四・六五二キログラムの小包についての収入が次に定める全世界的な最低の料率を基礎として計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

5.1　二千二十七年については、一個当たり四・五六〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき〇・四四八ＳＤＲ

5.2　二千二十八年については、一個当たり四・七六五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき〇・四六八ＳＤＲ

5.3　二千二十九年については、一個当たり四・九七九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき〇・四八九ＳＤＲ

5.4　二千三十年については、一個当たり五・二〇三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき〇・五一ＳＤＲ

6　自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超えているか否かを判断するため、小包の平均重量を四・六五二キログラムとした上で、収入を計算することによって確認を行う。通報された自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超える場合には、7.1の規定を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、自己申告料率をこの条の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

6.1　6に定める小包一個当たりの自己申告料率は、この条約の施行規則に定める達成度に応じた報奨金の上限額を下回ることはできない。この額は、遅くとも当該自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに国際事務局の回章によって公表される小包一個当たりの自己申告料率から控除される。

6.2　指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、個々の特性を有するサービスを提供することによって6.1に定める額の全部又は一部を回収することができる。